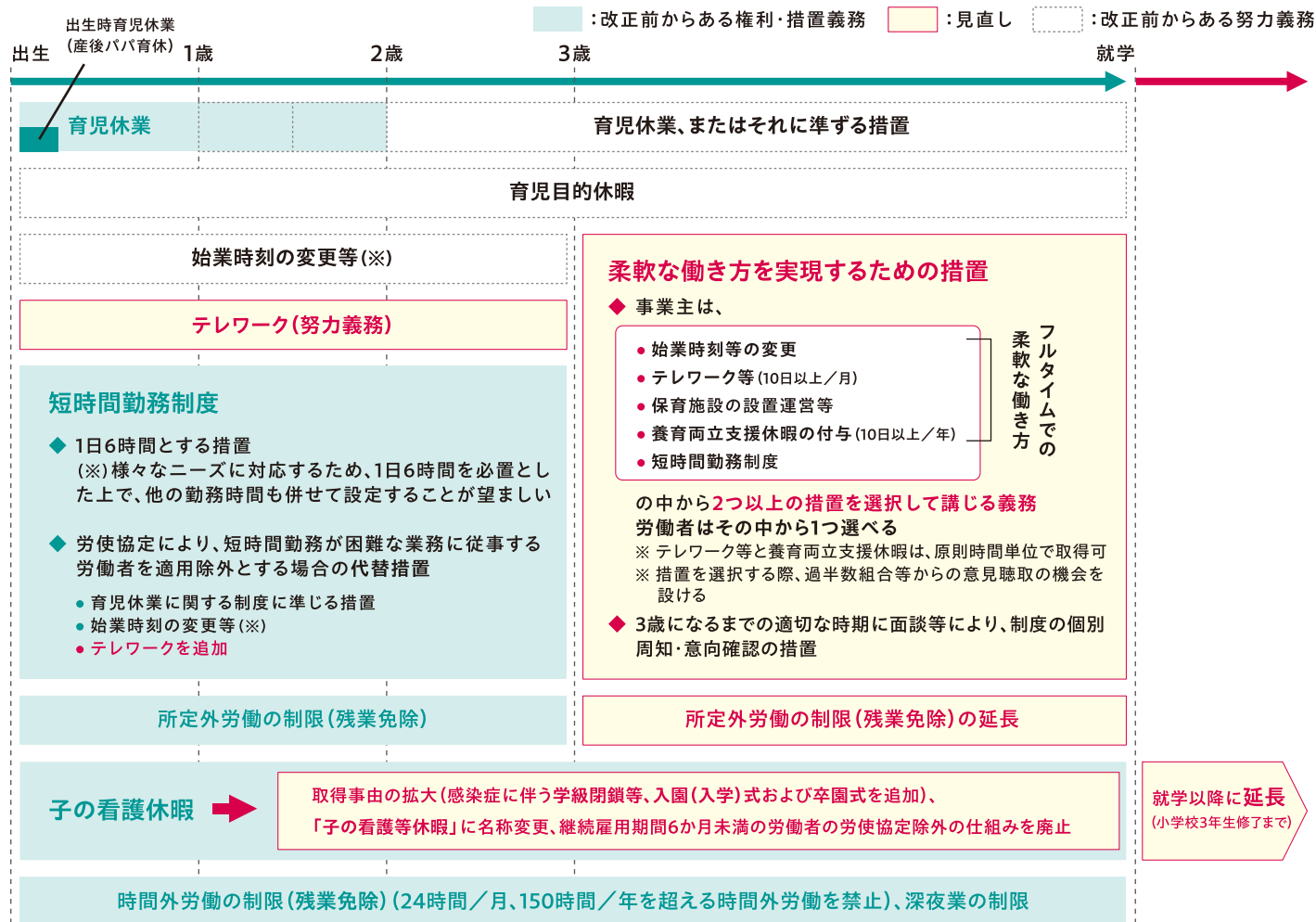


改正後の仕事と育児の両立イメージ



※ 始業時刻の変更等:フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

育児・介護休業法、仕事と育児の両立支援制度に関するお問い合わせ

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)では育児休業制度等に関する相談対応や会社とのトラブル解決のための援助を行っています。ご不明なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

各都道府県労働局のお問い合わせ先は、右の2次元コードから



育児休業・短時間勤務中の経済的支援

雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合や短時間勤務を行った場合には、一定の要件を満たせば、育児休業等給付が支給されます。お問い合わせは最寄りのハローワークへ。



仕事と育児の両立を応援!

育児をしながら働き続けるために「育児両立支援制度等」を活用しましょう!仕事と育児を両立させるヒントはこちら。

育児休業制度特設サイト 検索



ご存知ですか?「くるみんマーク」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。子育てをサポートしている企業が続々と増えています!



仕事と育児の両立を応援!

育児休業制度



2024(令和6)年「育児・介護休業法」が改正され、さらに充実しました。

法改正の主なポイント

POINT 1

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

2025(令和7)年10月1日施行

事業主は3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、右記の5つの措置の中から、2つ以上を選択して講ずることが義務化されました。
労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

POINT 2

子の看護休暇の見直し

2025(令和7)年4月1日施行

改正前	改正後
名称 子の看護休暇	名称 子の看護等休暇
対象となる子の範囲 小学校就学の始期に達するまで	対象となる子の範囲 小学3年生修了までに延長
取得事由 病気・けが、予防接種・健康診断	取得事由 感染症に伴う学級閉鎖等 入園(入学)式、卒園式を追加
労使協定の締結により除外できる労働者 ・引き続き雇用された期間が6か月未満 ・週の所定労働日数が2日以下	労使協定の締結により除外できる労働者 ・週の所定労働日数が2日以下 ※引き続き雇用された期間が6か月未満を撤廃

POINT 3

所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

2025(令和7)年4月1日施行

改正前	改正後
3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求可能に

改正法について詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



詳しくは次ページへ



育児期に利用できる主な制度

出産から子どもの成長段階に応じて、様々な制度を利用して仕事と両立することができます。

休業・休暇の取得

育児休業

1歳未満の子ども1人につき原則として2回まで取得が可能。
保育所に入所できないなどの事情があれば、最長2歳になるまで延長可能。
制度の対象者は、1歳に満たない子どもを育てる男女労働者。

※有期雇用労働者は、一定の要件を満たせば利用可能です。
※会社によっては、労使協定で一定の労働者を対象外にしている可能性があります。

休業開始予定日の1か月前(1歳以降の育児休業については2週間前)までに、
書面等により事業主に申し出る必要があります。

産後パパ育休

子どもが生まれてから8週間以内に4週間の休業を取得できる制度。
2回に分割して取得することが可能。
産後パパ育休期間中は、一定の条件※のもとで就業が可能。

※労使協定の締結、休業前の合意、就業可能日等の上限あり
(休業期間中の所定労働日数の半分までなど)。

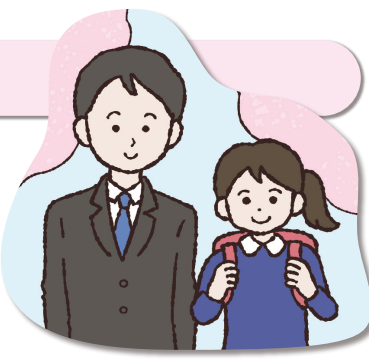
パパ・ママ育休プラス

両親がともに育児休業を取得する場合で、一定の要件を満たす場合は、
子どもが1歳2か月に達する日までの間1年間休業可能。



子の看護等休暇

小学校3年生修了までの子どもがいる労働者が対象。
子どもが1人の場合は年5労働日、2人以上の場合は年10労働日まで。
病気・けが、予防接種・健康診断、感染症に伴う学級閉鎖等、
入園(入学)式・卒園式の際に1日または時間単位で取得可能。



勤務時間の制限

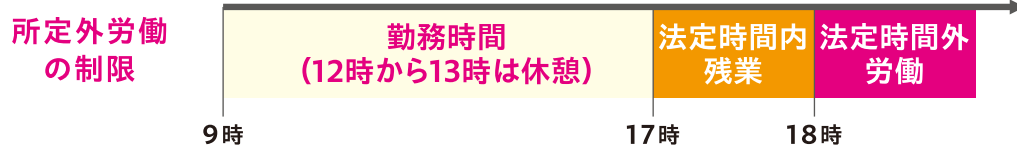
所定外労働の制限

残業を免除する制度。
小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用可能。



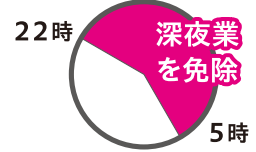
時間外労働の制限

法定時間外労働を制限する制度。
1か月で24時間、1年で150時間を超える法定時間外労働を制限。
小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用可能。



深夜業の制限

午後10時から午前5時までの労働を免除。
小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用可能。



短時間勤務制度

3歳未満の子どもを育てる労働者が利用可能。
1日の勤務時間を、原則として6時間に短縮可能。



※各制度の詳細は、裏面掲載の特設サイトをご覧ください。